





事前にお寄せいただいた質問に対する回答です。

セミナー内でご紹介できなかった質問に関しましても、こちらの回答集でお答えいたします。

質問事項	回答
1 よく「ビザ」と「在留資格」という言葉を聞きますが、これは同じものですか？	<p>【ビザ】</p> <p>ビザは申請する方の自国の日本大使館または日本領事館が発給します。発給の基準は申請予定者のパスポートが有効であり、日本に入学しても差し支えない場合となります。ビザはパスポートに貼付され、上陸許可申請時に必要な書類の一部となります。ビザは発給されたからといっても日本への入国を保障するものではありません。</p> <p>【在留資格】</p> <p>在留資格はビザが入国審査時に必要な書類であるものに対し、在留資格は出入国港において上陸許可を受けて日本に入国した後に、日本に滞在して活動出来る根拠となる資格のことです。</p> <p>日本に在留する外国人は原則として、日本に入国した際に決定された在留資格により、在留することとなります。外国人が日本滞在中に行うことが出来る活動範囲はこの在留資格に対応し、国内に滞在できる期限もその資格内に限られています。在留カードの真ん中あたりに書かれているので外国籍の従業員を雇用する際は、在留カードを必ず確認しましょう。</p> <div style="text-align: center;"> <p>表</p>  <p>裏</p>  </div>
2 現在、他社の外食分野で特定技能で働いている人が、当社の飲食店で特定技能・外食の社員として転職してくる場合は、在留資格の手続きは必要ないのでしょうか？	<p>特定技能は「技術・人文知識・国際業務」と異なり、勤務先法人名がパスポートに貼られる指定書にも記載されるので、同じ特定技能1号、同じ外食業に転職する場合であっても、『在留資格変更許可申請』を行わなければなりません。自社での在留許可が下りてから社員として入社が可能になりますので、お気を付けてください。</p> <p>そのほか、各分野の協議会の構成員になることなど、特定技能1号人材を雇用するには分野ごとにさまざまなまきまりがありますので、特定技能1号人材の雇用をお考えの際は事前に必要な手続きなどを調べることをお勧めいたします。</p>
3 特定技能1号の人材の雇用は最長通算5年だと思いますが、その後も雇用できる可能性はあるのでしょうか？	<p>特定技能1号の在留期間は通算で5年が上限です。</p> <p>ですが、他の在留資格へ変更することで、引き続き国内に留まる事も雇用することも可能です。※制度上可能ですが、様々な条件があります。</p> <p>特定技能外国人の5年後の選択は以下が想定されます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①帰国 ②特定技能2号に移行（2022年5月現在は建設、造船・船用工業のみ） ③他の就労ビザ（在留資格）へ変更（技人国、経営管理など） ④日本人（永住者）の配偶者等へのビザ（在留資格）へ変更 ⑤介護ビザ（在留資格）へ変更（特定技能介護を3年働いたのち、介護福祉士の試験に合格すれば介護への在留資格変更が可能になります。） ⑥留学ビザへの変更 <p>上記のようなケースが想定されますので、所属機関の業種によって再雇用の可能性は変わってくるかと思えます。特定技能1号人材のキャリアプランなどを考えておく必要があります。</p>
4 2021年11月に特定技能2号に該当する特定産業分野の追加を検討するという発表が法務省よりありましたが、その後の続報や詳細を教えてくださいませんか。	<p>2022年5月現在では、その後の入管、法務省の新たな動きや見解は発表されていません。</p> <p>ですので、ここからは私見になりますが、日本の生産年齢人口の減少は明らかで現在人手不足の企業は、今後ますます人手不足が深刻になっていくことが予想されます。</p> <p>日本国籍を持つ人の人口増加や急激な出生率の上昇は望めないため、外国から新たに人材を受け入れることは急務になりますので、特定技能2号に現在該当していない12分野に関しても数年以内に特定技能2号の該当分野に追加される可能性は十分にあると考えています。</p>

5	<p>現在雇用している留学生アルバイトと技能実習生を特定技能に切り替えたいのですが、どんな手続きが必要ですか？</p>	<p>【留学生の場合】 技能試験・日本語試験に合格⇒就職先の決定・雇用契約の締結⇒健康診断・事前ガイダンス⇒在留資格変更許可の申請</p> <p>【技能実習生の場合】 ※様々なケースがありますので、一般的な回答を致します。</p> <p>① 技能実習と同分野で就職する場合 技能実習2号を良好に修了していることにより「技能」「日本語」両方の試験免除⇒雇用契約の締結⇒健康診断・事前ガイダンス⇒在留資格変更許可の申請</p> <p>② 技能実習と違う分野に就職する場合 技能実習2号を良好に修了していることにより「日本語」の試験免除⇒就職したい分野の技能試験に合格⇒雇用契約の締結⇒健康診断・事前ガイダンス⇒在留資格変更許可の申請</p> <p>※「技能実習2号を良好に修了」とはどういうことか？</p> <p>① 2年10月以上の技能実習修了 ② 技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験に合格 ③ 評価調書の提出</p> <p>のいずれかによって証明できます。</p>
6	<p>最近、特定活動の在留資格を持つ外国人が増えているように感じますが、特定活動とはどんな在留資格ですか？また、特定活動はいくつ種類がありますか？</p>	<p>特定活動は大きく分けて3分類に分かれます。 それぞれ要件（就労の可否など）が違いますので、在留カードとパスポートに貼られた指定書などの確認は必須です。</p> <p>特定活動3分類</p> <p>① 出入国管理及び難民認定法に規定されている特定活動 （法務大臣の告示ではなく入管法の中で規定されている特定活動） 具体例：特定研究・特定情報処理など</p> <p>② 告示特定活動 （法務大臣があらかじめ告示している活動内容で、46種類） 具体例：家事使用人、ワーキングホリデー、アマチュアスポーツ選手、インターンシップなど多数</p> <p>③ 告示外特定活動 （告示されてなく、慣例的に法務大臣が上陸・在留を認める活動） 具体例：③高齢者の呼び寄せ、卒業した留学生で未就労、不許可処分となった出国準備している外国人など ※コロナウィルス感染拡大の影響による帰国困難者等は③に分類されます。</p>
7	<p>「特定技能1号」に移行予定の方に特例措置について、どのような措置が詳しく教えてください。どんな場合に許可されますか？</p>	<p>現在の在留資格から特定技能1号に資格変更を予定している方が、期間満了日までに変更出来なかった場合、特定活動（4ヶ月・就労可）のビザでもって、所属機関になる予定の法人で働きながら、変更の申請が出来る措置の事です。なお、特定活動の期間は特定技能1号（5年）の期間に含まれます。</p> <p>特例措置の許可要件は：</p> <p>① 在留期間満了までに特定技能への変更が困難である合理的な理由がある事 ② 所属機関が当該外国人を特定技能外国人として所属（資格変更）の準備をしていること ③ 当該外国人が所属機関と雇用契約に基づき、予定業務と同等の業務に従事すること ④ 特定技能外国人として就労する場合と同等と報酬であること ⑤ 当該外国人が特定技能外国人として業務に従事する為に必要な試験や技能実習2号を良好に修了しているなどの要件をみたしていること ⑥ 所属機関又は支援委託予定先が当該外国人の日常生活に係る支援を適切に行う予定が見込まれること</p> <p>などがあります。</p> <p>※①の説明として、所属機関が作成した説明書の提出が必要です。</p> <p>安易に、特例措置があるから特定技能1号への申請準備をのんびりやっても大丈夫という発想はしないように、在留資格に関する手続きは可能な限り速やかに行いましょう</p>

8	<p>新型コロナウイルス感染拡大の影響で、技能実習や留学を終えたのに航空便の定期便が運航していないなどの理由で帰国できない、帰国困難を理由とした特定活動の人が直近2年は多くいましたが、定期便の運航が再開され始めた現在は、帰国困難を理由とした特定活動はなくなりましたか？</p>	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からこれまで認められてきた帰国困難を理由とした保有の在留資格の延長や特定活動への変更及び更新等に関し、制度がなくなるなどの発表は御座いません。</p> <p>ただ、コロナウイルスを原因とする資格延長や特定活動への変更・更新は「帰国できない事情が継続している場合」と規定されてますので、継続の理由がなくなればそうに対処される可能性があります。</p>
9	<p>何らかの理由で在留資格変更が不許可になった方が、一度帰国に帰って、再度日本で特定技能での就労を希望されている場合、帰国から再来日まで何カ月かあける必要があるなど、再度日本で勤務するには何か必要な条件がありますか？</p>	<p>帰国後、どれくらいの期間をあければ再来日出来るかは不許可理由によります。退去強制や出国命令で日本を離れた外国人でなく、在留資格の該当性、上陸許可基準を満たしていれば、再来日までに何カ月空けなければいけないなどの法令は見当たりません。逆に言えば、在留資格の該当性、上陸許可基準を満たしていなければ再来日はできません。</p> <p>変更や更新で不許可になった場合、何故、帰国したら再度在留資格の取得が可能となるかを下記いたします。</p> <p>入管での審査ポイントは 変更・更新：在留資格の該当性、上陸許可基準、狭義の相当性（在留状況） 認定書交付申請：在留資格の該当性、上陸許可基準</p> <p>※認定書交付申請は在留状況は審査対象外となる為、不許可になっても帰国すれば新規の認定申請の方と同じ審査対象となります。</p> <p>※過去にオーバースティなどで退去強制となり、帰国した外国人は上陸拒否事由に該当する為、5年間は申請出来ません。</p> <p>なので、退去強制だけは避けた方が良く、退去強制事由に相当する場合は出国命令に切り替えられるよう当該外国人を誘導してあげた方が良いと思います。</p> <p>※出国命令とは入国管理局へ出頭し、自ら日本を離れることです。その場合、再来日禁止期間は1年となります。</p> <p>生活オリエンテーションなどでしっかりと日本の法令を説明しておくことが大切です。</p>
10	<p>特定技能の義務的支援の中に、住居確保・生活に必要な契約支援がありますが、住居確保に関する支援は具体的などのようなことをする必要がありますか？</p>	<p>住居確保に関して、当該外国人が希望する物件情報の提供や不動産仲介会社の紹介や必要に応じて当該外国人に同行し、住居探しの補助を行うことが支援とされています。なので、住居費用や契約等に関わる費用（敷金や礼金など）の負担までは支援は求められてません。</p> <p>賃貸借契約の為に保証人が必要な場合で、当該外国人の為に適当な保証人がいない時は、所属機関が保証人になるか賃料保証会社を利用することが出来ます。賃料保証会社へ支払う手数料は所属機関の負担となります。</p> <p>所属機関が借りている物件を提供しても構いません。ただし、契約に関わる費用（敷金、礼金）を当該外国人に負担させてはなりません。家賃も所属機関が利益は得てはいけません。</p> <p>所属機関が保有する社宅や住宅を当該外国人に提供しても問題御座いません。その場合、収益を得ない、つまり原価で賃料を徴収することは可能です。</p> <p>また、当該外国人が家賃の滞納があった場合、所属機関が立て替え、その立替費を当該外国人に請求しても問題ありません。</p> <p>部屋の広さはロフトなどを除く1人あたり7.5㎡以上必要です。</p> <p>※元技能実習生を特定技能外国人として雇用する場合、（本人が望めば、）技能実習時に使用していた部屋をそのまま使用出来ます。</p>
11	<p>特定活動や特定技能1号で働いている外国人社員が、有給休暇などを利用して一時帰国することが出来ますか？また、その場合に手続きなどで気をつけることがあったら教えてください。</p>	<p>日本で働く以上、労基法が適用され、有給休暇の取得も一時帰国も可能です。</p> <p>有給休暇を消化済みの場合でも無給休暇での一時帰国は可能です。</p> <p>気をつけることは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時帰国中でも特定技能5年の期間に含まれます。 ・帰国の費用は本人負担で問題御座いません。 ・帰国時の送迎は必要ありません。 ・みなし再入国の許可の手続きをしておいて下さい。

12	2022年5月に建設分野で特定技能2号になった方が誕生したというニュースがありました。特定技能2号の方を雇用する場合も、支援は必要ですか？ 特定技能2号の方を雇用するうえでのポイントや注意点、1号との違いがあったら教えてください。	<p>特定技能2号外国人の場合、支援は不要です。</p> <p>雇用するうえでのポイントや注意点は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用できる分野は2分野「建設」「造船・船用工業」のみ ・1号を修了すれば自動的に2号になれるものではない ・1号より高度な技能水準が必要 <p>※高度な技能水準の判定は試験の合格等で確認します。その為、合格等により高度な技能水準があると判断されれば1号を経由しなくても2号になれます。</p> <p>【1号との違い】 在留期限なし、家族帯同可、日本語能力基準なし、支援の必要性なし、永住ビザ（在留資格）の申請可</p>
13	在留資格の書類作成や入管申請の取次を行政書士事務所に委託する場合、どのぐらいの費用がかかりますか？	費用に関しては行政書士事務所によってまちまちだし、申請内容や申請者の状況にもよるかと思います。申請内容の違いは技人国での認定書交付申請と特定技能の認定書交付申請では当然、提出資料の多さが違いますので、その分料金に差が出ます。また、申請者の状況に関しては、具体的に申し上げますと例えば『お互い数回しか会ってないのに結婚したから配偶者等ビザを取得して欲しい』や『現在、留学ビザでオーバーワークしているが、就職先決まったから技人国ビザに変更して欲しい』などです。資格が許可されにくい状況を何とかして欲しいとのお問合せはその難易度に応じて追加料金を頂くようになります。
14	留学生アルバイトの外国人を社員に登用したいです。学校の卒業後も、在留期限が半年ほどあるので、特定技能への切り替えまでの期間にアルバイトを継続してもらうことは問題ないでしょうか。	<p>留学ビザ（在留資格）で国内に滞在している外国人が卒業をすれば『在留資格の該当性』を欠いている状態になります。つまり、卒業後たとえ在留期限が未到来でも資格がないのに国内に留まっている状態になります。また、資格外活動許可は留学ビザに付加して就労の許可を与えるものですので、留学ビザが切れている状態では当然、資格外活動許可も存在しないものと判断されます。そのような状態でアルバイトをしてもらうと不法就労や不法就労助長罪の対象になります。</p> <p>※コロナ禍で帰国困難な外国人留学生には特別に卒業後も資格外活動が認められています。</p>
15	特定技能への在留資格変更申請を出した2名の許可が下りましたが、在留期間（在留期限）が異なりました。6カ月になる場合と、1年になる場合の違いは何ですか。短い場合は、何か問題があるのでしょうか。	<p>在留期限が異なるのは当然ありうります。2名の外国人はそれぞれ許可判断が異なったのではないかと思います。</p> <p>入管での変更申請のポイントは「変更・更新：在留資格の該当性、上陸許可基準、狭義の相当性（在留状況）」となります。両名は在留状況などが異なっていたのではと思います。</p> <p>余談ですが、ビザ（在留資格）に更新があるのは当該外国人の日本での滞在状況をチェックする為だと言われています。なので、A外国人は今まで特に大きなトラブルもないし、成績も良好なので在留期限は〇〇年。〇〇年後の更新まで放置しても特に問題ないだろう。B外国人は在留資格該当性にひっかかるようなトラブルを過去に引き起こしているので注意が必要だ、なので今回は許可は出すけど、期限は〇ヶ月。〇ヶ月後の更新時にもう一度状況をチェックしよう。というように在留許可期限を与える判断材料にしているとされています。</p>
16	特定技能の所属機関として、特定技能外国人と雇用契約を結ぶ上で何か留意点はありますか？	<p>雇用条件が</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)報酬等が日本人と同等以上であること (2)通常の労働者と同等の所定労働時間であること (3)外国人が一時帰国する際は必要な有給休暇を取得させ、帰国を許可させること <p>などです。</p>

17	<p>在留資格申請後の入管審査について、担当者毎、入管毎に審査ポイント等が違う部分があると思いますが、時間がかかる場合とかかる場合とでは、申請人本人の問題以外にどんな違いがあるのでしょうか。</p>	<p>時間がかかる場合とかかる場合があるというより、審査期間は一定でないと思って頂いた方が合点がいくかと思います。</p> <p>一定でない理由</p> <p>①申請人本人に問題がある ②(就労ビザの場合) 所属企業になる予定の法人に問題がある ③申請するビザによって審査期間が異なる ④入管が忙しい時期 ⑤管轄の入管が年間通して忙しい</p> <p>①に関しては、質問内容でない為、省略します。 ②は所属企業が債務超過があったり、過去に外国人とのトラブルがあったりなどで外国人を受け入れるに足りる企業かどうかによって審査に差が出ます。 ③のビザ毎の標準審査期間は令和4年1月～3月の実績で認定書交付申請では技人国39.8日、特定技能1号59.9日、技能実習約23日、特定活動38.5日となります。 ④入管は一般的に2月～5月が忙しいと言われます。また、直近はコロナ禍での制限が解除されつつありますので、忙しい傾向にあり、審査に時間がかかることが予想されます。 ⑤について、噂ですが、静岡、札幌、名古屋、東京、福岡、広島、大阪の入管は時間がかかるようです。※あくまで噂で根拠はないです。</p>
18	<p>外食業の特定技能試験の難易度が上がり、合格率が下がっていると聞いたのですが、本当でしょうか。 ほかの分野でも特定技能試験の難易度が上がったり下がったりした分野があったら教えてください。</p>	<p>各分野で制度スタート時から、試験問題の性質や難易度を変えている可能性はありますが、実際にどのような変更が行われたかは発表されていません。</p> <p>考えられるのは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実務に沿わない内容なので、実務に沿った内容に変更した結果、難易度にも変化が現れた ・合格率が低すぎて、特定技能1号として働ける人が輩出できていないので、難易度を含めて試験の内容の見直しがされた <p>などです。</p> <p>外食、介護、農業の試験合格者を参考までに下記に記します。</p> <p>外食業の国内での技能試験は</p> <p>2020年9月 受験者1,685人 合格者912人 合格率54.1 2020年11月 受験者4,211人 合格者1,979人 合格率47.0 2021年1月 受験者3,087人 合格者1,379人 合格率44.7 2021年9月 受験者2,474人 合格者1,338人 合格率54.1 2021年11月 受験者2,560人 合格者1,442人 合格率56.3 2022年1月 受験者3,295人 合格者1,994人 合格率60.5</p> <p>介護技能試験(国内) ※毎月実施。 2020年3月52.8% 2021年1月67.5% 2022年1月61.1%</p> <p>農業 ※毎月実施 2020年3月92.9% 2021年1月86.1% 2022年1月88.4%</p>
19	<p>2022年4月26日に「特定技能1号」の対象となる14の分野について、政府は製造業の3つの分野を統合し、合わせて12の分野に再編することを決めたという発表がありました。再編後は、現行の製造3分野内での転職できる職種・作業の範囲はどのように変わるのでしょうか？</p>	<p>2022年5月25日(水)に、関係省令・告示が施行されたことを受け、製造3分野を統合し、「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野」として運用を開始されることになりました。</p> <p>転職にかかる職種/作業区分は従来と変更はないようです。</p> <p>また、あわせて製造業特定技能外国人受入れ協議・連絡会運営要領も改正されております。</p> <p>(参考) 製造業特定技能外国人受入れ・協議連絡会(第8回)</p> <p>* 資料1に製造3分野の統合についての資料がございます。 https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/gaikokujinzai/pdf/20220428.pdf</p>

20	入管のオンライン申請や電子届出のウェブサイトがあまり使い勝手が良くなく、直接申請の方が早いと感じています が、オンライン申請や電子届出をする所属機関が得られるメリットなどがあったら教えてください。	所属機関の環境にもよりますが、入管に行かなくて良いことが最大のメリットかなと思います。遠方の所属機関にとって入管に行くだけで1日かかります。その点を考えますとデスクにいながら何件も申請が出来るのは大きなメリットかなと感じます。
21	登録支援機関は途中で変えたり、複数社に支援委託をすることは可能ですか？	途中で変えることは可能です。 また、1人の外国人の支援業務を複数社に分担して支援委託することは出来ませんが、自社支援+一部委託の形や、地域や言語に応じて登録支援機関を使い分けることは可能です。
22	特定技能外国人の支援を登録支援機関に委託せずに、自社で行うことは可能ですか？	はい、可能です。 登録支援機関に委託するメリットは外国人人材の受入れを円滑に確実に出来ること。受入れ業務を委託することで自社の事業に集中できること。 委託せず自社で行うことのメリットは自社と当該外国人との関係性が受入れ時などの早期の段階から深くなり、コミュニケーションが取れやすくなること。自社と当該外国人との結びつきが強くなり、離職防止につながる。また、自社で受入れのノウハウができ、次の外国人受入れが円滑にできること。などがあります。その為に、自社の外国人受入れ体制をしっかりと整えておくことが肝要だと思います。 また、今後該当分野が追加される可能性がある特定技能2号では、制度上支援の必要はありません。しかし、特定技能2号の在留許可が下りたその日から「支援ゼロ」になってしまうと、生活等に支障が出たり、精神的に不安になる方もいると思いますので、長く安定した労働力として活躍してもらえるように、段階を追って支援なしの状態に持っていくことはいいことだと思います。 はじめの1、2年は登録支援機関に支援業務を委託して3年目以降の人から自社支援に切り替え、特定技能2号になったあかつきには、支援なしというようにできると、雇用側も労働者側も業務量や精神的な負担が少なく雇用を継続していけるのではないのでしょうか。

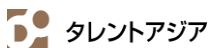
- 特定技能に関する情報が欲しい
- 特定技能の支援を見直したい
- 外国人の採用に関する相談がしたい

など、お気軽にご相談ください！

連絡先

TEL : 03-6386-3657

E-MAIL : talentasia-sys@kosaido.co.jp



会社名	株式会社タレントアジア https://kbs-talentasia.com/system/lp/
設立	2016年9月21日 2022年4月1日 株式会社タレントアジアに商号変更
資本金	2,000万円
代表社名	代表取締役 門間 貴之
所在地	東京都港区芝浦1-2-3 シーバンスS館13F